

岩手大学大学院獣医学研究科規則

(平成30年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 岩手大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項は、岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び岩手大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、獣医学に関する高度な専門知識と優れた応用能力を活かして、独創的かつ先駆的な研究を遂行しうる研究者及び社会の多様な方面で指導者として活躍できる高度専門技術者を養成し、獣医学及び科学技術の更なる発展と、東日本のニーズへの対応並びに国際協力への貢献に資するものとする。

(共同獣医学専攻)

第3条 研究科に共同獣医学専攻を置き、国立大学法人岩手大学及び国立大学法人東京農工大学（以下「構成法人」という。）間で締結された構成法人間協定書に基づき運営を行うものとする。なお、共同獣医学専攻の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第5条 研究科の教員組織は、岩手大学農学部の共同獣医学科及び獣医学に関する学部附属の教育研究施設の教員、研究機関との連携による客員教授及び客員准教授並びにその他研究科教授会が認めた者とし、研究科における授業及び研究指導（以下「研究指導等」という。）を担当する資格を有する者（以下「研究科教員」という。）をもって編成する。

2 研究科教員の資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第5条 研究科に、研究科長を置き、研究科教員のうち岩手大学農学部及び獣医学に関する学部附属の教育研究施設の教授から選考する。

2 研究科長の推薦については、別に定める。

(副研究科長)

第6条 研究科に、副研究科長を置き、研究科長が適任者1名を選出し、学長に推薦する。

(専攻長)

第7条 共同獣医学専攻に専攻長を置き、研究科長が兼ねるものとする。

(研究科教授会)

第8条 研究科に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第9条 研究科における研究指導等は、研究科教員（研究指導の補助を担当する教員を除く。）が担当する。

(指導教員)

第10条 学生の研究指導等のため、指導教員を置き、研究科教員をもって充てる。

2 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する教員を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を行う教員を副指導教員とし、学生1人について主指導教員1人、副指導教員2人とする。

3 前項の主指導教員は、研究科における研究指導を担当する資格を有する教員をもって充てる。

4 研究科長は、研究科教授会の意見を聴いて、主指導教員及び副指導教員を指名する。

(教育方法)

第11条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 授業及び研究指導は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

3 学生は、主指導教員の指導に従い、研究題目を定め、速やかに研究題目届（別紙様式1）により研究題目及び研究計画並びに別に定める授業科目履修届により授業科目履修計画を主指導教員に届け出なければならない。なお、研究題目、研究計画及び授業科目履修計画を変更するときも同様とする。

4 前項の届出を受けた主指導教員は、速やかに教育・研究指導計画書伺（別紙様式2）を作成し、研究科長に申請するものとする。

(修得単位等)

第12条 研究科の専攻における授業科目は、必修科目及び選択科目とし、別表のとおりとする。

(他大学院における授業科目の履修等)

第13条 他大学院における授業科目の履修を願い出た者については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長は、その履修を許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は4単位を超えない範囲で大学院において修得したものとみなすことができる。

(他大学院等における研究指導)

第14条 他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを願い出た者については、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長は、その研究指導を受けることを許可することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に本研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学及び転学の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、4単位を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第16条 単位修得の認定に係る事項については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が行う。

(課程の修了及び学位の授与)

第17条 修了要件及び学位の授与は大学院学則に定めるほか、学位論文の提出、審査方法等については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

(学位論文の審査基準)

第18条 研究科における学位論文は、論文内容の独創性、先進性及び信頼性等の観点から審査し、博士の学位にふさわしいものを合格とする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

2 研究科に関する庶務は、学務部の協力を得て、岩手大学農学部事務部において処理する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月12日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学者については、
なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年8月29日から施行する。

別表（第12条関係）

科目区分		授業科目	単位数	
共通基盤科目		獣医学基盤講義 A*	2	必修
		獣医学基盤講義 B*	2	必修
		研究デザイン演習*	2	必修
		研究プレゼンテーション演習*	2	必修
		研究倫理（岩手大学）	1	必修
		研究倫理（東京農工大学）	1	必修
		科学英語（岩手大学）	1	必修
		科学英語（東京農工大学）	1	必修
講座科目	動物基礎医学講座科目	動物基礎医学特論 A（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 A（東京農工大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 B（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 B（東京農工大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 C（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 C（東京農工大学）	2	選択
	獣医衛生科学講座科目	獣医衛生科学特論 A（岩手大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 A（東京農工大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 B（岩手大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 B（東京農工大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 C（岩手大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 C（東京農工大学）	2	選択
	獣医臨床医科学講座科目	獣医臨床医科学特論 A（岩手大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 A（東京農工大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 B（岩手大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 B（東京農工大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 C（岩手大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 C（東京農工大学）	2	選択
研究指導科目	動物基礎医学講座科目	動物基礎医学特別演習 A（岩手大学）	8	選択
		動物基礎医学特別演習 A（東京農工大学）	8	選択
		動物基礎医学特別演習 B（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特別演習 B（東京農工大学）	2	選択
		動物基礎医学特別演習 C（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特別演習 C（東京農工大学）	2	選択
	獣医衛生科学講座科目	獣医衛生科学特別演習 A（岩手大学）	8	選択
		獣医衛生科学特別演習 A（東京農工大学）	8	選択
		獣医衛生科学特別演習 B（岩手大学）	2	選択
		獣医衛生科学特別演習 B（東京農工大学）	2	選択

		獣医衛生科学特別演習 C (岩手大学)	2	選択	
		獣医衛生科学特別演習 C (東京農工大学)	2	選択	
	獣医臨床医科学講座科目		獣医臨床医科学特別演習 A (岩手大学)	8	選択
			獣医臨床医科学特別演習 A (東京農工大学)	8	選択
			獣医臨床医科学特別演習 B (岩手大学)	2	選択
			獣医臨床医科学特別演習 B (東京農工大学)	2	選択
			獣医臨床医科学特別演習 C (岩手大学)	2	選択
	獣医臨床医科学特別演習 C (東京農工大学)	2	選択		
獣医学学際科目		学際領域特別講義 (岩手大学)	1	選択	
		学際領域特別講義 (東京農工大学)	1	選択	
		食品衛生管理学	1	選択	
		動物と人の共存学	1	選択	
		国際感染症防疫学	1	選択	
		先進動物医療学	1	選択	
先端実践科目		動物基礎医学学外演習 (理化学研究所)	1	選択	
		獣医衛生科学学外演習 (国立感染症研究所)	1	選択	
		獣医衛生科学学外演習 (医薬品食品衛生研究所)	1	選択	
		獣医衛生科学学外演習 (農研機構)	1	選択	
		獣医臨床医科学学外演習 (日本中央競馬会)	1	選択	
		獣医学特別演習 (岩手大学)	1	選択	
		獣医学特別演習 (東京農工大学)	1	選択	
		海外演習 A (岩手大学)	1	選択	
		海外演習 B (岩手大学)	2	選択	
		海外演習 A (東京農工大学)	1	選択	
		海外演習 B (東京農工大学)	2	選択	

備考

- 1 共通基盤科目から 12 単位、講座科目から 6 単位、研究指導科目から 12 単位、獣医学学際科目及び先端実践科目から 4 単位（ただし、各科目区分から 1 単位以上修得すること。）の計 34 単位以上を修得しなければならない。
- 2 修得単位数のうち相手大学から 10 単位以上を修得しなければならない。
- 3 動物基礎医学講座、獣医衛生科学講座、獣医臨床医科学講座の中から所属講座を選択し、講座科目については、自大学開講の特論 A 及び特論 B、相手大学開講の特論 C（各 2 単位）を履修するとともに、研究指導科目については、自大学開講の特別演習 A（8 単位）及び特別演習 B（2 単位）、相手大学開講の特別演習 C（2 単位）を履修しなければならない。
- 4 *の付いた科目は、岩手大学及び東京農工大学の合同開講科目で、単位数の 2 分の 1 を相手大学の開講単位としてカウントする。

別紙様式 1 (第 1 1 条関係)

年 月 日

岩手大学大学院獣医学研究科長 殿

年度入学
共同獣医学専攻 講座

氏名

研 究 題 目 届

研究題目			
研究計画			
指導教員 確認	(主) 岩手大学	(副 1) 岩手大学	(副 2) 東京農工大学

別紙様式2 (第11条関係)

年度 岩手大学大学院獣医学研究科教育研究指導計画書

氏名	年 月 日 男・女	所属	共同獣医学専攻	入学年度	
			講座		

出身大学	課程	大学・大学院	学部・研究科 専攻・講座別	論文題目	指導教員名
	学部	年 月卒業			
	修士	年 月修了		学位・修士	
	博士 (前期)	年 月修了		学位・修士	
	博士 (後期)	年 月修了・退学		学位・博士 年 月取得	

研究題目						
指導教員	主指導教員		所属	共同獣医学専攻 講座	所属 大学	岩手大学
	副指導教員①		所属	共同獣医学専攻 講座	所属 大学	岩手大学
	副指導教員②		所属	共同獣医学専攻 講座	所属 大学	東京農工大学
指導教員を補助する教員		氏名	所属	大学	講座・施設	
教育研究指導計画	主指導教員の教育・研究指導計画	主に教育・研究指導をする機関等名				
		教育・研究指導の形態				
		年間の教育・研究指導時間数				
	副指導教員①の教育・研究指導計画	主に教育・研究指導をする機関等名				
		教育・研究指導の形態				
		年間の教育・研究指導時間数				
	副指導教員②の教育・研究指導計画	主に教育・研究指導をする機関等名				
		教育・研究指導の形態				
		年間の教育・研究指導時間数				